

令和8年2月24日

## オープンカウンター方式による見積依頼

### 1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名：令和8年度緊急事態等対処支援業務
- (2) 仕様等：詳細は仕様書のとおり
- (3) 履行期間及び場所：詳細は仕様書のとおり

### 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、中国地域又は四国地域の競争参加資格を有するものであること。なお、統一資格を有しない場合は、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第5条(3)の規定を満たす者であること。
- (3) その他、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第5条(4)から(6)に示すものであること。

### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-0012

広島市中区上八丁堀6-30

中国四国防衛局総務部会計課（担当：会計係）

電話：082-223-7134

FAX：082-223-8102

MAIL：kaikei-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

### 4 仕様書等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間  
公表日から令和8年3月9日（月）まで  
土曜日、日曜及び祝日を除く午前9時30分から午後5時00分までとする。
- (2) 交付場所  
上記3及び中国四国防衛局ホームページ  
<https://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>

### 5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出書類  
見積書の提出を希望する者は「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し

- (2) 提出方法  
持参、郵送、FAXまたはメールにより行うものとする。
- (3) 提出期限  
公表日から令和8年3月9日(月)午後5時00分
- (4) 提出場所  
上記3のとおり

## 6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

- (1) 提出方法  
見積書の提出にあたっては、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領第6条第6項の規定に基づくほか、FAXまたは電子メールによる提出も可とする。  
また、当該件名に係る見積書の提出にあたっては、見積内訳書に内訳金額を記載のうえ、見積書に添付して提出しなければならない。  
なお、当該件名に係る見積書については別添の様式により、見積内訳書については任意の様式により、それぞれ提出しなければならない。
- (2) 提出期限  
郵送等による場合：令和8年3月9日(月)午後5時00分必着  
持参による場合：令和8年3月9日(月)午後5時00分まで  
※郵送等による場合とは、郵送、FAXまたはメールをいう。
- (3) 提出場所  
上記3のとおり

## 7 見積合わせの日時

令和8年3月10日(火)午前11時00分

## 8 見積書の記載金額

契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とするので、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を見積書に記載すること。

## 9 契約の相手方の決定方法

予決令第99条の5の規定により決定した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手とする。

## 10 その他

(1) 本件に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立することを条件とし、本予算が成立しなかった場合、予算が成立し予算示達がなされ

た日以降を契約締結日とする。また、暫定予算となった場合、当該期間分の契約とすることがある。

- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約書等の作成の要否については、以下のとおり。
  - ア 契約書 否
  - イ 請書 否
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (5) 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容について、見積書の提出をもって誓約したものとする。
- (6) 別紙2「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」別紙3「談合等の不正行為に関する特約条項」の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (7) 詳細は、中国四国防衛局オープンカウンター方式実施要領及び仕様書による。

以 上

仕 様 書		
品名又は件名	作成年月日	令和 8 年 2 月 6 日
令和 8 年度緊急事態等対処支援業務	作成部等	中国四国防衛局 企画部地方調整課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、緊急事態等における情報伝達及び職員の安否確認のために使用するシステム（以下「本システム」という。）について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本システムは、中国四国防衛局の職員（約270名）に対し、緊急事態等における情報伝達を確実、迅速及び容易に行うため、また、職員の安否確認を迅速かつ容易に行うため、自動通知発信機能及び自動集計機能のついたものとする。
- b) 本システムは、一斉通知機能等により、**2.3 f)**に示す機能を有する管理者（以下「管理者」という。）が現状（職員の安否の状況、参集の可否及び職員家族の状況等）を迅速かつ的確に把握できるものとする。
- c) 本システム利用するためのAndroid及びiOSに対応したスマートフォン用のアプリケーション（以下「アプリ」という。）を用意すること。
- d) 事前に指定した地域（都道府県単位）において、震度6弱以上の地震が発生した場合、管理者が本システムを起動及び操作しなくても、受注者は、自動的あるいは発注者の運用により、予め登録した各職員のメールアドレス等に安否確認通知の一斉送信を行うものとする。
- e) 本システムは、安否確認通知の一斉送信を受けて、各職員がメールの返信、Web上に職員自身の安否の報告を受けて、安否状況について一覧表を作成及び出力できるものとする。

### 2.2 使用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

ただし、令和 8 年度予算が成立しなかった場合、予算が成立し、予算示達がなされた日以降からとする。

また、暫定予算となった場合は、当該期間分とする。

### 2.3 機能

機能は、次による。

#### a) 連絡網機能

- 1) 管理者が質問・回答を任意に作成し、任意に設定される組織（所属部署）単位や職員

単位で送信対象者を設定した場合に、受注者から各職員に対し、情報伝達通知の送信を行うものとする。

- 2) 事前に登録した各職員のメールアドレスに対し、連絡確認用Webサイト（受注者が作成するものとする。）へリンクする電子メールを送信、アプリにてプッシュ型で通知するものとする。

#### b) 安否確認機能

- 1) 事前に指定した地域（都道府県単位）において、震度6弱以上の地震が発生した場合に、受注者から各職員に対し、安否確認通知の送信を行うものとする。
- 2) 事前に登録した各職員のメールアドレスに対し、安否確認用Webサイト（受注者が作成するものとする。）へリンクする電子メールを送信、アプリにてプッシュ型で通知するものとする。
- 3) b) 1)以外で安否確認を発動したい場合、管理者が任意で各職員等に対する安否確認通知を送信することができるものとする。

#### c) 職員の返答機能

職員の返答機能は、次による。

- 1) 受注者が送信した連絡確認用Webサイト及び安否確認用Webサイトへリンクするメールに対して、そのWebページのメニューに従い選択する方法、メールを返信する方法に対応していること。
- 2) アプリでの返答による方法に対応していること。
- 3) 地震が発生した場合の返答項目は、下記例示と同程度の内容が確認できること。

(例)地震災害の場合

- ・本人無事、本人負傷
- ・家族無事、家族負傷
- ・参集可否

- 4) 返答を行うためのWebページはマルチデバイス対応とし、PC又はスマートフォン向けの画面表示とすること。
- 5) 未応答職員に代わり、代行して他の職員が応答する機能に対応していること。

#### d) 電子メール送信機能

電子メール送信機能は、次による。

- 1) 職員1名につき、2つのメールアドレスを登録できるものとする。
- 2) 2つのメールアドレスへ同時に送信処理が可能なものとする。
- 3) 受注者と主な携帯電話会社の間で輻輳規制を受けず、特定接続が行われているものとする。

#### e) 災害の事象管理機能

災害の事象管理は、次による。

- 1) 同時期に複数の災害が発生した場合、複数災害事象として同時に管理ができ、各々の災害事象ごとに安否確認が行えるものとする。
- 2) 大規模地震が発生した場合、気象庁発表情報を基に安否確認通知を送信できる仕組みであること。

#### f) 管理者等及び管理者等が操作できる機能

システムの管理権限を有する者は、管理責任者、管理者及び部署別管理者とし、操作できる機能は、次による。

- 1) 管理責任者は、4)から6)までの全ての操作を行うことができることとする。
- 2) 管理者は、7)から11)までの全ての操作を行うことができることとし、その操作権限は、管理責任者が設定するものとする。

- 3) 部署別管理者は、7) 及び 10) の操作を行うことができることとし、その操作権限は、管理責任者が設定するものとする。
- 4) PC向けWebサイトから組織情報、ユーザー情報をメンテナンスできることとし、メンテナンスは、CSVファイルのアップロードにより、一括で登録・変更・削除が可能であること。
- 5) メールアドレスを未登録の職員及びアプリ登録済みの職員の無効なメールアドレスを抽出する機能を有すること。
- 6) 登録したメールアドレスのうち、無効なメールアドレスの確認が月1回できる機能並びに無効なメールアドレスを登録している職員を抽出する機能を有すること。
- 7) Webサイト及びアプリから安否確認の返答状況の確認や集計が可能であること。
- 8) 災害時の利用以外においても能動的に安否確認通知を送信可能であること。送信対象は、任意に設定される組織（所属部署）単位や、職員の居住地や勤務地の都道府県単位で設定できること。
- 9) 操作端末を限定しない（自宅PC等からの操作も可能）こと。
- 10) 送信の再送回数・間隔の設定が可能なこと。
- 11) 簡易な操作により、安否確認の返答がない職員に対して、再度安否確認通知の送信ができること。

**g) その他の機能**

その他の機能は、次による。

- 1) 気象庁から特別警報が発表された場合、任意に設定する管理者へメールで連絡を行えること。
- 2) 管理責任者が任意に設定する管理者へ月1回の災害通知に係る通知を送信できること。
- 3) 職員が登録したメールアドレス及び電話番号を管理者等は閲覧出来ないこととする。

**3 システムのメンテナンス**

本システムのメンテナンスについては、次によるものとする。

- a) サーバ機器及びサーバ等で使用しているOS等について、機器の買い換え、OS等のバージョンアップ及びアップデート、その他必要なメンテナンスは、受注者の負担において実施するものとする。
- b) 本システムの導入先のシステム（データベース）毎に、データメンテナンスが可能なこと。
- c) 月に一度、管理責任者が任意に設定する管理者宛に災害通知を送信し、正常に通知が受信されていることを確認すること。

**4 システムインフラ**

システムインフラは、受注者の保有する施設内とするほか、次による。

- a) システムインフラは、複数拠点に分配配置しており、1箇所は中国四国地区以外に配置しているものとする。
- b) システムインフラの相互拠点間は、約300km以上離れているものとする。
- c) システムインフラは、冗長構成を図り、故障によるシステム停止を回避しているものとする。
- d) システムインフラは、耐震対策、セキュリティ対策が図られたデータセンターに設置

しているものとする。

- e) 継続的にシステムインフラが拡張できる構造を有するものとする。
- f) システムインフラを構成する設備等は受注者の資産であること。

## 5 利用者数等

- a) 利用者数は270名。
- b) 管理責任者数は1名、管理者数は10名、部署別管理者数は50名。

## 6 運用・保守

- a) システムは24時間365日運用可能な体制であること。
- b) システムの不具合が生じた場合は、24時間365日対応可能な体制で運用していること。また、管理責任者からの問合せ等を電話又はメールにて受付可能な体制で運用していること。
- c) サービス運用部門において、情報セキュリティに関する認証（ISMS/BS7799等）を取得し、そのポリシーにのっとった運用を行っていること。
- d) 本仕様書に記載のない事項であって、本契約の運用に必要と認められる事項が発生した場合は、発注者と運用設計段階の調整で変更可能とすること。

## 7 提出書類

提出書類は、表による。

表－提出書類

名 称	部数	提出先	注 記
取扱説明書	1	中国四国防衛局	1) 本システムの操作方法について、PC、携帯電話及びスマートフォンのそれぞれでの操作方法を記載すること。 2) 紙媒体及び電子媒体又はダウンロードによる方法で提供するものとする。 3) 職員に対して、受注者に許可なく、複製配布できるものとする。

## 8 導入時教育

本システムの円滑な利用を図るため、発注者の求めに応じて、管理責任者に対するデータ登録方法、及び職員に対するシステム操作方法の説明会を実施するものとする。

## 9 情報保全・個人情報の安全管理

情報保全は、次による。

- a) 受注者は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを発注者の許可なく行ってはならない。
- b) 事前に個人情報を登録することから、情報管理が徹底されており、個人情報の閲覧はID・パスワード等の入力が必要とし、基本的には個人のみしかできないものとする。
- c) サービス終了後には、登録された個人情報について、完全に廃棄するものとする。
- d) 情報等の複写は原則禁止とする。  
ただし、事前に書面にて発注者の許可を得た場合についてはこの限りでない。

- e) 個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。
- f) 受注者は、本システム提供に関わる者に対して、情報の漏洩、改ざん、消去等の防止を目的として適切なセキュリティに関する教育を実施するものとする。
- g) 情報の漏洩、改ざん、消去等が発生した場合及び安否確認システムの障害が発生した場合には、その内容の調査、影響範囲、復旧等について報告するものとする。
- h) 受注者が機密情報を外部に漏洩し、または外部に持ち出したこと等に起因して、発注者が損害を被った場合には、発注者は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、発注者が適当と考える必要な措置を取ることを請求できる権利を有するものとする。
- i) 他の業者等へ全部又は一部の業務を再委託しないこととする。

## 10 発注者の支援

受注者は、本契約の遂行にあたり、必要に応じて、発注者の支援を求めることができるものとする。

## 11 仕様書に関する疑義

この仕様書について疑義のある場合は、発注者と協議するものとする。

## 12 支払

発注者は各月の履行を確認後、受注者からの適法な当該月の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 13 その他

- a) 携帯電話の利用については、初期のメールアドレスなど個人情報を登録する場合を除き、SSL対応機種仕様を問わないものとする。
- b) この契約の履行については、この仕様書に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約いたします。

## 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

発注者及び受注者は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

（債権譲渡制限特約の部分的解除）

第1条 契約書第 条の規定にかかわらず、受注者が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、受注者が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、受注者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、発注者に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、発注者が、前渡資金から受注者に対価を支払う場合には適用しない。

（譲渡可能な売掛債権）

第2条 前条第1項の規定により受注者が譲渡することのできる売掛債権は、受注者が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、受注者が反対給付の履行を完了していることを発注者が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

（部分払、前金払又は概算払との関係）

第3条 受注者は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に発注者からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払を受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

（承諾申請及び通知の様式）

第4条 受注者は、発注者に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

（承諾の様式）

第5条 発注者は、受注者からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

（発注者の権利及び利益）

第6条 発注者及び受注者は、受注者の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき発注者が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿  
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

住 所：  
譲受人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件申請の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額     | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

フリガナ フリガナ  
○○銀行○○支店・口座の種類○○○○  
フリガナ  
口座人名義○○・口座番号○○○○

債権譲渡承諾書

〇〇〇第〇〇〇〇号  
年 月 日

住 所：  
譲渡人：(甲) 〇〇株式会社  
代表者：

住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社〇〇銀行  
代表者：

住 所：  
譲受人：(丙) 〇〇信用保証協会  
代表者：

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払は、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官  
（又は分任支出負担行為担当官）

確認日付欄

（お問い合わせ先）  
担当：  
電話：

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿  
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：  
譲渡人：(甲) ○○株式会社  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

住 所：  
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

住 所：  
譲受人：(丙) ○○信用保証協会  
代表者：  
担当者：  
連絡先：

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【準確定契約及び概算契約の場合は記述】、かつ、○年○月○日に契約金額が確定しました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、本書をもってご通知申し上げます。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払については、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。
4. 本件通知の内容について、直接確認することがあること。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約

- (1) 調達要求番号
- (2) 契約品名
- (3) 納期
- (4) 認証番号

2. 譲渡債権の額

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 契約代金額     | 金 | 円 |
| (2) 前払金等既受領済額 | 金 | 円 |
| (3) 差引譲渡対象債権額 | 金 | 円 |

3. 乙及び丙が指定する口座の表示

○○<sup>フリガナ</sup>銀行○○<sup>フリガナ</sup>支店・口座の種類○○○○  
口座人名義○○<sup>フリガナ</sup>・口座番号○○○○

注：本通知書は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

発注者及び受注者は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
    - 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
    - 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
    - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
  - 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

令和 年 月 日

## 見 積 書

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 深和 岳人 殿

住 所 :

社 名 :

代表者氏名 :

件名 : 令和 8 年度緊急事態等対処支援業務

見積金額 : ¥

(内訳書は別紙のとおり)

「見積依頼」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

注 : 金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。